

# 放送大学学長選考会議規則

平成26年5月29日  
放送大学学園規則第1号

改正 平成26年8月28日、平成27年10月1日、  
令和2年3月30日

(趣旨)

第1条 放送大学学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第31条第7項及び放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（平成15年放送大学学園規則第3号）第5条の2の規定に基づく学長選考会議の運営その他学長選考会議に関し必要な事項については、この規則の定めるところによる。

(構成)

第2条 学長選考会議の構成は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 寄附行為第31条第3項第1号により選任された者 4人以上5人以内
- 二 寄附行為第31条第3項第2号により選任された者 4人以上5人以内
- 三 寄附行為第31条第3項第3号により選任された者 2人

(審議事項)

第3条 学長選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議し議決する。

- 一 学長の選考に関する事項
- 二 学長の免職に関する事項
- 三 学長の業務執行状況の確認に関する事項
- 四 その他学長選考会議に関し必要な事項

(議長の選出及び会議の運営)

第4条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。

- 2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した委員がその職務を代理する。
- 3 議長は、学長選考会議を主宰する。

(召集)

第5条 学長選考会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、委員総数の3分の1以上の委員から会議に付すべき事項を示して学長選考会議の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

(会議の成立等)

第6条 学長選考会議は、全委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 学長選考会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学長の免職の申出をする場合は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(資料の提出等の協力)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 学長選考会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学長選考会議の議事の運営に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て議長が定める。

附 則

この規則は、平成26年8月12日から施行する。

附 則（平成26年8月28日）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。